

会 議 録

| | | | |
|-------------------|--|---|-------------------------------------|
| 会議の名称 | 令和5年度第2回朝霞市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画推進会議 | | |
| 開催日時 | 令和5年10月23日（月） 午前10時から午前11時45分 | | |
| 開催場所 | 朝霞市役所 大会議室（手前） | | |
| 出席者 | 委員13名（高野委員長、遠藤委員、本田(麻)委員、細川委員、川合委員、長井委員、田端委員、佐々木委員、加藤委員、小峰委員、加茂委員、白濱委員、高田委員） 事務局11名（増田課長、坂田補佐、長尾補佐、矢板橋係長、泉係長、大野係長、荒井係長、渡邊主査、江原主査、田中主事、小竹主事） コンサルティング会社2名 | | |
| 会議内容 | 【議題】 （1）令和5年度事業の主な取組について（上半期） （2）第9期朝霞市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の素案について （3）その他 | | |
| 会議資料 | ○ 会議次第 ○ 【資料1】 令和5年度の主な事業の取組状況について ○ 【資料2】 第9期 朝霞市高齢者福祉計画・介護保険事業計画 基本理念事務局案 | | |
| 会議録の作成方針 | <input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録 | | |
| | <input checked="" type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録 | | |
| | <input type="checkbox"/> 要点記録 | | |
| | <input type="checkbox"/> 電磁的記録での保管（保存年限 年） | | |
| | 電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間 | <input checked="" type="checkbox"/> 会議録の確認後消去 | |
| | | | <input type="checkbox"/> 会議録の確認後 か月 |
| 会議録の確認方法 委員長による確認 | | | |
| その他の必要事項 | 会議公開 傍聴者 なし | | |

1 開会

2 議題（1）令和5年度上半期の取組事業について

○事務局・高齢者支援係 荒井係長から【資料番号1】令和5年度事業の主な取組について（上半期）に基づき下記説明を実施。

荒井係長：まず、地域密着型サービス事業所の整備では、令和4年度に公募した地域密着型サービスのうち、指定予定事業者が1社選定された「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」事業所について、令和5年12月1日に株式会社SOYOKAZEが運営するそよ風定期巡回あさかが開設を予定しており、補助金交付申請などを支援している。次に、一般介護予防の実施は健康な方でも、将来、介護の状態になることを防いだり、現在の状態を維持し、または改善する介護予防が重要であることから、本市では各種一般介護予防教室を実施している。具体的な内容としては、体操を行う教室である“フレッシュトレーニング教室”、軽めの運動や健康講話を行う“フレイル予防のための「いきいき教室」”、栄養改善指導を行う“けんこうサロン”、朝霞市社会福祉協議会に委託して実施している一般介護予防事業がある。今年度は、9月末時点で、“フレッシュトレーニング教室”はのべ1,922人、フレイル予防のための「いきいき教室」はのべ526人、けんこうサロンはのべ88人、朝霞市社会福祉協議会開催事業はのべ2,042人、合計でのべ4,578人の方に参加いただいた。次に、介護事業所に対する集団指導の実施では本市が指定の権限を持つ介護保険施設等に対し、一定の場所に集めて講習等の方法により行うものである。今年度は8月28日に実施し、介護保険制度の注意点等の周知や業務継続計画の研修、本年度開設予定の「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」についての研修を行った。参加事業所数は、地域密着型サービス事業所が21か所、居宅介護支援事業所が29か所、計50か所であった。介護に関する入門的研修について、本市では介護未経験者を対象に志木市、新座市と合同で「介護に関する入門的研修」を開催し、介護に関する基本的な知識と業務に携わる上で知っておくべき基本的な技術を学んでいただいている。また、研修の最終日には介護事業者を会場に招致し、「介護のお仕事相談会」を実施して、研修受講者と事業者とのマッチングを行うことにより就労支援を行っており、介護事業所の人材確保を支援している。今年度は、6月に志木市主催で、10月に新座市主催で行われており、朝霞市主催は令和6年1月に行う予定である。

次に、第1層協議体の立ち上げでは、第2層協議体で把握した課題から見える、市全体の地域課題やつながりづくりを推進するための取組などを検討、共有するため、第1層協議体を立ち上げ、令和5年7月28日に第1回目の会議を開催した。第1層協議体の構成員は、第1層生活支援コーディネーター、第2層生活支援コーディネーター、社会福祉協議会、長寿はつらつ課がコアメンバーとなり、その他民生委員、地域住民、民間企業など地域課題の内容に応じてオブザーバーとして参加していただく予定である。今後のスケジュールは、今年度中に第2回目の第1層協議体の開催を予定しているほか、来年度は地域のつながりを考える市民フォーラムを実施したいと考えている。

次に、ACPのための共有意思決定支援を学ぶ研修会の実施について、国立長寿医療研究センターが提供するACPの実践者の養成を目的とした3日間の研修プログラムで1、2回目は相談対応力向上研修会を、3回目はフォローアップ研修会を実施した。本市の受講者は9名で、看護師2名、薬剤師1名、理学療法士1名、社会福祉士3名、主任介護支援専門員2名となっている。受講者9名については、今後、本市におけるACP推進に向

けたエリアリーダーとして活動していただき、市と受講者でACPのワーキンググループを立ち上げ、地域で展開する具体的な取組の検討などを行っていく。

次に、災害発生時に備えた対応について、個別避難計画の策定では、災害時に使用する避難行動要支援者名簿と平常時から災害に備えるための避難行動要支援者台帳を作成し、避難行動要支援者台帳は、毎年度、警察、消防、民生委員及び町内会等に配付し、有事の際に活用できる体制を維持している。また、令和3年5月に災害対策基本法が改正され、避難行動要支援者ごとにより実効性のある「個別避難計画」の作成が市町村の努力義務になったことから、庁内関係課の担当者が集まり、様式を作成した。令和4年度は、下内間木地区の9世帯を訪問して個別避難計画を作成し、今年度は、上内間木地区の47世帯の個別避難計画を作成する予定である。

次に、福祉避難所の拡充では、市では一次避難所での生活において特別な配慮が必要な高齢者や障害者などの方に対する二次的な避難所である福祉避難所として、13の福祉施設と協定を締結し、最大100人を受け入れられる体制を整備しているが、引き続き、災害時に1人でも多くの方を受け入れられるように体制整備の充実を図っていく。なお、本年9月30日に総合防災訓練の一環として、一次避難所である朝霞第4小学校から二次避難所である朝光苑及びあさか向陽園への福祉避難所移送訓練を実施し、当事者、その家族及び11施設15人の方が参加された。

続いて、上半期に実施した事業ではないが、高齢者福祉サービス事業所等光熱費等高騰対策支援金について説明する。この事業は、光熱費等の高騰により、高齢者福祉サービスを受託する事業所等の運営経費の増加が見込まれることから、県の補助事業の対象とならない市の契約事業者に対し、高齢者施設等光熱水費等高騰対策支援金を交付する予定である。対象事業者は、配食サービス事業者が2か所、移送サービス事業者が2か所、訪問理美容事業者が16か所、入浴助成事業者が1か所、地域包括支援センターが6か所、合計27事業者である。

資料1の説明は以上である。

以下のとおり、委員からの質疑に回答及び委員の意見を聴取

遠藤委員：第1層協議体の立ち上げについて、今年度中に第2回を開催する予定と説明があったが、民生委員や地域住民の方も含まれているのか。内容についても具体的にあれば教えてほしい。

大野係長：第1層協議体の立ち上げについては、7月に第1回目という形で開催した。ただ朝霞市の現状として、第2層協議体の方が先に立ち上がっていて、第1層協議体を後から立ち上げるということで、第2層協議体の活動メンバーからも、まず第1層協議体の立ち上げを優先してほしいという声があったので、事務局としてもそういった判断のもとに、1回目を7月に開催した。市の職員と社会福祉協議会の職員と、第1層、第2層の生活支援コーディネーターをまずはコアメンバーとし、後は課題に応じて民生委員や地域住民、民間企業等に声掛けする予定である。2回目の内容について、まだ具体的な課題が出来上がっていないので、まずは事務局の方からこういった課題が考えられるのではないかというテーマを掲げ、それに対して各メンバーで意見を持ち出していただくという形を想定している。

遠藤委員：第2層協議体の方が、各圏域で活発に行われているところで、第1層がそれを追いかける形ではなく、課題をしっかりと捉え連携するような形でやっていただけたらと思う。

高野委員長：地域ケア個別会議では、それなりに地域課題を抽出するような活動をしているので、第1

層協議体では具体的な解決や、地域課題に対応した新たな社会資源を作り出すといったような動きをしなければいけない。課題に応じて参加者を願うというやり方だと思うが、地域課題の具体的な解決に向けた取組をするのが、第1層協議体の役割だと思う。課題解決に向けて実効ある内容にしないといけないので、協議体の在り方を検討していただきたい。

高田委員：一般介護予防の実施について、人数が発表されて、私も何回か参加したことがあるが、4,500人はとても多いと思うが、何回も行っている人が多くて、来ない人は全然来ないというのが実情ではないか。

泉係長：委員のおっしゃるとおりで、リピーターが多いが休んでいる人も多い。対応策としては、魅力あるものに改善していくことだと考えている。

高田委員：参加したことの無い人に体験してもらうように、力を入れていただきたい。

泉係長：新しく参加される方は、抽選で優先的に対応しているが、リピーターがまだまだいるということは、新しい人にどんどん入っていただかなければいけないということなので、今後改善していく。

佐々木委員：災害発生時に備えた対応について、要支援台帳は年々更新されていて、民生委員、町内会、警察、消防に渡っているということだが、ただ台帳が出来ただけで、地域とのつながりが全く出来ておらず、例えば町内会の民生委員が全く連携できていない地域が結構ある。他の課も関わっていることなので、連携できるよう促してもらいたい。

荒井係長：関係各課で集まる機会は年に複数回あるので、関係各課で共有し、例えば民生委員だと地区によって集まる機会が年に何度かあると思うので、そういった所で横のつながりが持てるような提案を今後検討していきたい。

本田(麻)委員：災害発生時に備えた対応のところで、令和4年度と今年度で下内間木地区と上内間木地区の個別避難計画の作成ということで、この後どのように作成を進めていくのか、検討していることがあれば教えてほしい。福祉避難所の拡充について、施設は増え、人数も増えてきているが、最大100人は市内の高齢者や障害のある方をカバーできる人数ではないので、一般の避難所のバリアフリー等で対応できるような取組もしなければいけないと思うが、検討していることがあれば教えてほしい。

荒井係長：個別避難計画の今後のスケジュールについて、危機管理室とも調整して、ゆくゆくは民生委員や町内会長のお力添えをいただいて、ハザードマップで重点区域として挙げている所から順次作成を進めていきたいと考えているが、対象者が3,000人以上いるので、まずは優先度の高い地域から重点的に作成を進めていきたい。その上で様式等の変更というのは随時検討していきたいと、情報の共有を図っている。福祉避難所については、現時点のスケジュールでいうと、長寿はつらつ課としては、市内の特別養護老人ホーム、介護老人保健施設全てと、協定の締結は終えているものの、絶対数に対して施設の準備が足りないというのが現実なので、障害福祉課と共に、例えばグループホーム等の事業所と調整をして、拡充を進めていきたい。また、一時避難所の整備についても、同時に考えていかなければならない課題だと捉えているので、危機管理室と年に数回集まる時に、情報の共有ということでこのような意見をいただいたことを報告したいと思う。

高野委員長：定期巡回随時対応型訪問介護看護が整備されたということで、良かったと思っているが概要を教えてほしい。

泉係長：開設が予定されているそよ風定期巡回あさかについて、場所は住所で言うと朝霞市溝沼1050-1で、溝沼保育園や溝沼老人センターの向かいにあり、もともとそよ風という介護施設があるのだが、その中の1室を使って定期巡回を開設する。初期の対応できる数は

30名を想定しており、事業展開が進んでいけば増やしていきたいと聞いている。法人は株式会社SOYOKAZEで、全国に366拠点、サービス事業所は710事業所あり、旧ユニマツリタイアメントコミュニティというユニマツ系列であったが、今回買収があり独立した法人である。

高野委員長：運営推進会議の仕事になると思うが、利用者確保や運営のノウハウで行き詰まることのないように、公正な立場で行政もしっかりサポートしてほしい。

(2) 第9期朝霞市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の素案について

○事務局・高齢者支援係 渡邊主査から《基本理念》について【資料2】基本理念事務局案についてに基づき下記説明を実施。

渡邊主査：前回会議では、第8期計画の「人と人がつながり 支えあい いつまでも笑顔と生きがいを持って暮らしつづけるまち 朝霞」に代わる基本理念の検討が必要であろうということで、会議終了後、各委員からご意見をいただいた。

いただいたご意見としては、「増やす」、「支える」というキーワードを盛り込む、生きがいという言葉は個人によって価値観に違いがあるため外したほうが良い、人権保障の観点から「個人の尊厳の保持」や「意思の尊重」といった言葉を盛り込む、などがあげられた。

いただいたご意見を踏まえ、「互いに支えあい いつまでも自分らしく 笑顔で暮らせるまち 朝霞」を事務局案として提案するので、審議をお願いします。

議題(2)《基本理念》に対して以下のとおり、委員からの質疑に回答及び委員の意見を聴取

本田(麻)委員：前回、「高齢者が個人の尊厳を保持し」や「意思を尊重し」という言葉を入れた方がいいのではないかという意見を言ったが、それだと固いので、その中で自分らしくという言葉を選んだことについては、ここにも生きがいという意味も含まれると考えている。前のものより短くなってスッキリした感じがする。

高野委員長：短くなってシンプルになったことと、幅広く色んな概念を包み込むような言い回しになってきた。笑顔でというのは客観的でないので困っているところだが、それも質の高い生活を保障するとか苦しくないという意味だと思うので、これでいいと思う。

佐々木委員：「笑顔」の表記は漢字よりも平仮名の方がいいと思う。

高野委員長：表記に関しては、事務局と私で検討する。特段の反対意見はなく、皆さんこの基本理念で合意されたということで承る。

○事務局・矢板橋係長から《重点課題》について 第9期朝霞市高齢者福祉計画・介護保険事業計画(計画素案)に基づき下記説明を実施。

矢板橋係長：前回の推進会議で、重点課題を設定する旨はお伝えしたが、第8期計画での課題をベースに重点課題を設定することで、改善、強化する必要がある取組を明確にし、よりわかりやすく、実効的な計画になるものと考えている。その設定としては、今後の課題や将来の介護ニーズの変化等を踏まえ4つの重点課題を設定し、取組の強化を図る。また、その中で「増やす取組」と「支える取組」をテーマに据え、設定している。

重点課題の1つ目としては、「一般介護予防事業の強化」としている。これは、一般介

護予防事業の各事業を実施し、関連する各取組の拡充を図ることで、より多くの高齢者に参加していただき、健康で元気な高齢者を増やし、活気のあるまちを作っていくこととしている。また、この課題の達成のため、「65歳以上の要支援認定者の割合の減少」や「一般介護予防事業の延べ参加者数の増加」を成果目標及び指標として設定している。続いて重点課題2つ目としては、「高齢者の社会参加の促進」としている。これは、定年退職などで社会参加をされていない方が、家に閉じこもりがちになったり、人と交流する機会が少なくなったりすることで、認知症やうつ病を発症することがあること、また、各種アンケート調査の結果でも、外出機会が少ない高齢者ほど健康状態がよくないことも確認されていることから、そういった方の外出する機会を増やし、再び社会や人とのかかわり合いを持ち、いつまでも健康で元気に過ごせるよう、様々な交流場所や地域活動を充実することとしている。

また、この課題の達成のため、「住民主体の通いの場への参加者数」や「認知症施策の企画・立案の当事者参加者数」を成果目標及び指標として設定している。続いて重点課題3つ目としては、「在宅サービス基盤の充実」としている。これは各種アンケート調査の結果で、介護が必要な状態になったとしても、在宅での生活を希望される方が多く見られるとともに、介護する方の負担を軽減するために在宅サービスの拡充が求められていることが確認されていることから、介護を必要とする方が、自宅で安心して本人が望む生活を支え続けられるよう、市民ニーズを踏まえ、将来推計に応じた必要な在宅サービスを適切に整備することとしている。また、朝霞市地域密着型サービス運営委員会にて審議した結果、第9期において看護小規模多機能型居宅介護事業所の整備の必要性があるとの結論となったことから、そちらを成果目標及び指標として設定した。最後に重点課題4つ目としては、「重層的支援体制の整備」としている。これは近年、80代の親が50代の子の生活を支えるいわゆる8050問題や育児と介護の時期が重なるいわゆるダブルケアなど、ひとつの世帯で複数の問題を抱えていたり、そもそも世帯全体が孤立化してしまっているケースなど市民の抱える課題が複雑化、複合化し、従来の支援体制では対応することが困難なケースがあることから、複雑化、複合化したケースを支援するため、既存の支援機関等の機能や専門性を活かしつつ、相互連携を強め、各分野別の支援体制では対応しきれないような問題や課題に対応できるよう、包括的、重層的な支援体制を構築していくこととしている。また、この課題の達成のため、「重層的支援体制の整備完了」や「地域ケア会議の多分野における事例検討数」を成果目標及び指標として設定している。

○事務局・介護保険係 泉係長から《施策目標Ⅰ・Ⅱ》について 第9期朝霞市高齢者福祉計画、介護保険事業計画（計画素案）に基づき下記説明を実施。

泉係長：続いて、施策の展開について説明する。17ページは、施策目標について、計画内の施策の方向性や取組内容などの具体的な内容を記載している。施策目標Ⅰ 介護予防・健康づくりの推進につきまして、計画内の施策の方向性や取組内容などの具体的な内容を記載している。

まず、17ページ 施策目標Ⅰ 介護予防・健康づくりの推進につきましては、アンケート調査にて、必要な高齢者支援として「介護状態になることの予防や寝たきり予防のための支援」が最も多く挙げられていたことから、高齢者がいつまでも幸せに暮らし続けるためには、健康であり続けることが重要な要素となるため、高齢者の健康づくりや介護予防に取り組むことで、元気高齢者を増やす地域社会の実現を目指していく。施策の方向性1

として、介護予防の推進としている。内容としては、フレイルを予防するためには、適切な「運動」と「栄養バランス」の取れた食生活などが重要であるため、一般介護予防に代表される介護予防の各種取組の中に、それらの視点を踏まえて本事業を引き続き継続することで、健康寿命の延伸を図り、元気高齢者の増加を目指していく。さらに具体的な取組としましては、施策1 介護予防・生活支援サービスの提供として、「訪問型サービスの提供」、「通所型サービスの提供」としている。

次に、18ページ 施策2 一般介護予防事業の提供として、「介護予防把握事業」、「体操教室等の実施」、「地域介護予防活動の支援」、「リハビリテーションサービスの提供体制の構築」、「地域リハビリテーション活動の支援」、「新たな地域の活動拠点の把握と活用」、「一般介護予防事業と他の事業等との連携の推進」としている。

次に、19ページ 施策の方向性2として、健康づくりの推進としている。内容としては、各種保健事業や健康相談、健康教育事業を実施するほか、健康あさか普及員による幅広い年代層への健康増進の普及啓発に取り組むものである。具体的な取組としては、施策3 健康管理事業の推進として、「保健事業の実施」、「かかりつけの医師、歯科医師、薬剤師を持つことの意識啓発」としている。施策4 健康づくり事業の推進として、「健康相談の実施」、「健康教育事業の実施」、「健康あさか普及員による健康づくり普及活動」、「全国健康福祉祭（ねんりんピック）の開催」、「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施」としている。

続いて、施策目標Ⅱ「見守り・生きがいくりの推進」についてご説明する。20ページ 昨年実施したアンケート調査によって、認知症に対する必要な取組として、地域全体で気づき、見守りができるような仕組みが求められていたことが把握できたこと、また、ヒアリングやワークショップでは、同じ趣味や目的を持った方が集える場所や各種イベントやサロンの情報発信等が求められていたことから、地域の活動団体、民間事業者及び市民と連携しながら、見守りネットワークを充実させるとともに、高齢者の交流機会や社会参加の場を創出する必要があると考え、「見守り・生きがいくりの推進」と設定し、施策を展開していく。

まず、施策の方向性3として、地域での見守り体制の充実として、地域の様々な活動団体、民間企業などと連携しながら、見守りのネットワークを構築することで、地域ぐるみで高齢者をサポートしていく体制づくりに取り組むものである。具体的な取組としては、施策5 民間企業等と連携した地域見守りシステムの構築として、「地域団体等による新たな見守り活動の支援」、「配食サービス」、「乳酸飲料配布事業」、「新聞販売店見守り活動」、「民間企業による見守り活動の支援」としている。施策6 安心できる見守り支援事業では、「安心見守り連絡カードの配付」、「緊急通報システム事業」、「安心見守り通報システム事業」としている。

次に、施策の方向性4として、生きがいくり・社会参加の促進では、高齢者が身近な地域で生きがいくりや文化、スポーツ活動に積極的に取り組めるよう、関係団体との連携を強化し、活動に参加しやすい環境づくりを進めることに加え、生活支援の担い手として活躍できる社会参加の基盤整備を進めていく。具体的な取組としては、21ページ 施策7 老人福祉センターの運営、老人クラブ等の支援として、「老人福祉センターの管理・運営」、「老人クラブへの助成」としている。

次に、22ページ 施策8 地域でのつながりと交流活動の支援では、「高齢者のスポーツ参加への支援」、「ミニデイサービス（生きがい活動支援通所サービス）への支援」、「高齢者地域交流室の運営・活用の促進」、「シルバー人材センターへの支援」、「シルバーサロ

ンの提供」、「シニア活動センター事業」、「高齢者の就労支援」、「就労的活動支援コーディネーターの配置の検討」、「市民企画講座への支援」、「あさか学習おとどけ講座」、「生涯学習ボランティアバンク事業」、「世代間交流」としている。

○事務局、地域包括ケア推進係 大野係長から《施策目標Ⅲ・Ⅳ》について 第9期朝霞市高齢者福祉計画、介護保険事業計画（計画素案）に基づき下記説明を実施。

大野係長：23ページ 施策目標Ⅲは、アンケートやワークショップによって、住み慣れた住まいで生活が続けたい方が多くいることや、様々な在宅サービスや福祉サービスが求められていたため、安心して暮らし続けられる社会の実現を目指していく中で、計画的な介護サービス基盤や高齢者支援サービスの整備などを進めていく必要があることから「高齢者支援サービスの充実」を展開していく。施策の方向性5 介護保険サービスの提供では、住み慣れた地域で適切な介護サービスを受けながら生活するために、介護サービス基盤の維持・確保として、居宅サービス及び地域密着型サービスの提供を図るとともに、自宅での介護が困難になった場合に備えて、施設サービスの提供を継続する。

次に、26ページ 施策の方向性6 自立支援・重度化防止に向けた取組の推進では、住み慣れた地域で最後まで自分らしく暮らし続けていくために、専門職と連携を図り、会議や意見交換の場などを活用して、自立支援・重度化防止に向けた取組を推進していく。具体的な取組としては、施策12 在宅医療・介護連携の推進では、「在宅医療・介護連携推進会議の開催」、「多職種合同研修及び意見交換会の開催」、「情報共有の体制整備」、「地域包括ケア支援室との連携強化」、「入退院支援ルールの活用の促進」、「人生のエンディングを考える機会の創出」としている。

次に、27ページ 施策13 家族介護者への支援の充実では、「徘徊高齢者等位置検索システム事業」、「徘徊高齢者見守りシール配付事業」、「紙おむつ支給事業」、「車いすの貸出」、「ねたきり老人等手当の支給」、「介護者（ケアラー）の支援」としている。施策14 自立生活支援の推進では、「高齢者等移送サービス」、「訪問理美容サービス」、「高齢者入浴助成」としている。

次に、28ページ 施策15 外出支援の充実では、「バス・鉄道共通カードの交付」、「新たな外出支援策についての検討」や人々が集い、憩い、多様な活動を繰り広げられる、居心地がよく、誰もが歩きたくなる街中を目指し、「ウォーカブルなまちづくりの推進」としている。

次に、施策の方向性7 認知症施策の推進では、認知症施策推進大綱や共生社会の実現を推進するための認知症基本法を踏まえて、認知症に関する理解を深めるための普及啓発活動や、認知症になっても尊厳と希望を持ちながら、可能な限り住み慣れた地域で安心して、自分らしく暮らし続けられるように、認知症の人や家族に寄り添った適切な支援に向けた取組を推進するとともに、認知症の疑いがある高齢者等を早期に発見し、適切な支援につなげられる体制を拡充していく。具体的な取組としては、施策16 認知症の正しい理解と啓発では、「認知症ケアガイドブックの活用の促進」、「認知症講演会の実施」としている。

次に、29ページ 施策17 認知症の早期発見・早期診断・早期対応では、「認知症地

域支援推進員の活用促進」、「認知症初期集中支援チーム員会議の開催」、「認知症チェックシステムの管理委託」としている。施策18 認知症の人とその介護者への支援では、「認知症家族介護教室」、「認知症介護家族のつどい（知恵袋）の開催」、「オレンジカフェ（認知症カフェ）」などとしている。

次に、30ページ 施策19 認知症の人と共に生きる地域づくりでは、「認知症サポーター養成の促進」、「認知症当事者の参加」、「本人・家族のニーズと認知症サポーターを中心とした支援をつなぐ仕組みの整備」としている。

次に、施策の方向性8 高齢者の権利擁護の推進では、専門職やボランティアなどと連携し、相談体制の強化と成年後見制度利用に向けた支援を進めていく。また、高齢者虐待の早期発見と適切な対応に向けて、地域のネットワークの活用を図るとともに、認知症の人が虐待を受ける事例が多いことから、認知症や虐待に関する知識の普及啓発などを推進していく。具体的な取組としましては、施策20 成年後見制度の普及と相談体制の充実では、「市民向け講座の開催」、「成年後見制度の利用の支援と相談体制の充実」、「身寄りのいない高齢者への支援」としている。

次に、31ページ 施策21 高齢者虐待防止の推進では、「虐待防止研修会の開催」、「虐待防止体制の整備」、「虐待の発見時の対応」としている。施策22 高齢者を詐欺などから守る支援では、「消費者被害の防止」、「権利擁護が必要なケースの早期発見」としている。

次に、32ページ 施策の方向性9 安定した住まい確保の推進では、住み慣れた地域で、自分らしく暮らし続けることができるように、安定した住まいの確保に向けた支援を行うとともに、生活面や経済面に困難を抱える高齢者に対しては、関係機関と連携し、住まいと生活の一体的支援を推進していく。具体的な取組としては、施策23 老人福祉法に基づく施設サービスの提供では、「養護老人ホームへの入所支援」としている。施策24 その他の高齢者の多様な住まいの確保にむけた支援では、「高齢者住宅の提供または住替家賃補助」、「住宅改善費の助成」、「住宅確保に向けた情報提供の整備」、「高齢者が安心して暮らせる多様な住まいの情報提供」、「住まいと生活の支援の一体的な実施」としている。

続いて、施策目標Ⅳの高齢者支援体制の充実について説明する。33ページ 本市では、よりきめ細やかな高齢者支援サービスを提供するため、令和4年度に日常生活圏域を5圏域から6圏域に変更したが、少子高齢化や核家族化の進展、単身世帯やひとり親世帯の増加など、人口増加の変化がもたらす複合化、複雑化した問題を抱える個人や家族のニーズに的確に 대응していくためには、他機関との連携の強化や相談窓口の充実、必要に応じて高齢者を支える事業者への支援などさらなる支援体制の強化が必要となる。

また、近年の頻発する自然災害から高齢者や避難行動要支援者を守るために、引き続き、防災体制の強化が必要となる。このような背景を踏まえ、高齢者をはじめ様々な問題を抱える個人や家族に対しても迅速かつ適切な支援が届けられるよう、関係部署や機関が連携し、重層的かつ包括的な支援体制を整備していくため、施策目標Ⅴを「高齢者支援体制の充実」と設定し、施策を展開していく。施策の方向性10として地域包括支援センター機能の強化としている。

本市では、令和4年度に圏域を1つ増やし、地域包括支援センターの職員を増員するなどの対応を講じておりますが、以前として相談件数は多く、相談内容も多岐にわたることから、継続的な支援が必要と考えており、今後も高齢者人口の増加など必要に応じて職員体制の充実に努めるとともに、「基幹型地域包括支援センターの設置」に向けて整備を進

める必要がある。

また、介護分野に限らず属性や世代を問わない包括的な相談支援などニーズに即した支援体制として重層的支援体制の整備が必要となることから、施策25 地域包括支援センターの体制整備では、「地域包括支援センターの職員体制の充実」、「基幹型包括支援センターの設置」を掲げ、施策26 地域包括支援センターの役割機能の強化では、「包括的総合相談の実施」としている。

次に、34ページ、施策の方向性11 地域生活支援体制の整備では、単身や夫婦のみの高齢者世帯、認知症の高齢者が増加する中、医療・介護のサービス提供のみならず、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を図るため、住民同士の支え合いの取組を充実させ、住民、協議体、生活支援コーディネーターが一体となって地域づくりを進めていく必要がある。

具体的な取組としては、施策27 地域ケア・生活支援体制の充実で、「第2層協議体の活動支援」、「第1層協議体の開催」、「自治会・町内会との連携の促進」、「地域助け合い活動の担い手の支援」、「市民向け講座の開催」、「自立支援型地域ケア会議の開催」、「地域ケア推進会議の開催」、「生活支援員派遣事業」、「家庭ごみ訪問収集事業」としている。

次に、35ページ、施策28 切れ目のない支援・サービス提供体制の整備で、「他機関等との連携体制の整備」、「地域生活支援情報の見える化」としている。

次に、36ページ、施策の方向性12 介護保険制度の適切な運営として、制度の持続可能性を確保することに配慮し、介護サービスを必要とする人に必要なサービスが提供されるよう努めるとともに、介護事業者に対する支援を推進することで介護保険事業の適切な運営を図ることとしており、介護給付の適正化につきましては、国の基本指針の基本的記載事項として位置づけられている。具体的な取組としては、施策29 介護給付適正化の実施で、「要介護認定の適正化」、「ケアプラン点検」、「医療情報との突合・縦覧点検の実施」としている。

次に、37ページ、施策30 介護保険制度の適切なサービス利用と普及啓発で、「介護保険制度に関する普及啓発」、「介護保険料の納付に関する相談の実施」、「介護保険利用者負担軽減対策費補助金の交付」としている。施策31 介護事業者の支援で、「介護事業者の事業継続支援」、「事業者間の連携支援」、「介護事業者に対する運営指導・集団指導の実施」としている。

次に、38ページ、施策32 介護人材の確保支援で、「介護に関する入門的研修の開催」、「入門的研修修了者と介護事業者とのマッチング支援」、「人材確保のための啓発」としている。

次に、施策の方向性13 災害時支援体制の整備として、近年、全国的に台風や局地的豪雨などによる土砂災害など、多くの自然災害が発生していることから、関係機関との連携を強化し、防災体制の支援の充実を図るなどの非常時への対策と引き続き、感染症対策を推進していく。具体的な取組としては、施策33 防災体制の支援で、「家具転倒防止器具等設置費の補助」、「福祉避難所の拡充」、「感染症予防対策を徹底した事業の実施等」としている。施策34 地域の関係機関との連携の強化で、「避難行動要支援者台帳の活用」、「地域との連携の推進」としている。

施策の展開の説明は以上である。

議題（2）重点課題・施策目標に対して以下のとおり、委員からの質疑に回答及び委員の意見を聴取

遠藤委員：21ページ老人福祉センターの運営、老人クラブ等の支援について、老人クラブというネーミングを朝霞市でも見直すと聞いているが、9期では間に合わないのか。

荒井係長：老人クラブの名称について、市内には朝霞市老人クラブ連合会という組織があり、21の老人クラブが現在活動している。ただし会員数の減少が止まらない状況である。今春、老人クラブ連合会の会合に出席し、他市の状況を確認したところ、老人クラブという名称を使っている連合会は減っていて、名称を変更しているところはいくつかあるということを目にして、近隣市の状況を確認したところ、名称変更にとりかかっている、既に終えている所もあるということだったので、社会福祉協議会、老人福祉センターが主体となって老人クラブと調整し、早ければ今年度、朝霞地区老人クラブ連合会という名称が変わる可能性がある。ただ可能性ということであったため、今回9期計画に明記するという事は差し控えた。

遠藤委員：今年度変更された場合は反映できるということか。

荒井係長：間に合えば新名称に差し替えることは可能だが、社会福祉協議会及び老人クラブ連合会と調整を図りながら検討したい。

遠藤委員：クラブへの参加を推進しても会員が増えない。まだまだ老人ではない、という意識がある。

高野委員長：厚労省も名称には問題意識をもって、名称変更は本格化すると思う。結局、法律上は変えずに市町村で決めて下さいという、市町村単独での話になると思うが、だからといって市によって違うの認識が深まらないことになるので、個人的にはせめて周辺4市で同じような名称の方がいいのではなもいかと思っている。

本田(麻)委員：16ページで成果目標を重点課題ごとに挙げているが、重点課題1で一般介護予防事業のべ参加者数の増加というのが、果たしてのべでいいのか。重点課題2の住民主体の通いの場への参加者数について、そもそも通いの場が増えることが大事で、どうしても運動系のものばかりで、通いの場はもっと多種多様であっていいと思う。文科系のもも交流のツールとしてはあると思うので、この目標でいいのか。

泉 係 長：一般介護予防事業のべ参加者数について、私個人が考えているアプローチとしては、のべ参加者数を増やして、パイを増やして行きリピーターだけがやっていると、そのうち空きが出てしまうということで、市役所の方が空きを埋める努力をするという形で増えていって、トータルで増えるというイメージで考えている。持ち帰り検討する。

本田(麻)委員：重点課題4に関わると思うが、重層的支援体制の整備について、複合的課題を持っている家庭も含めてアプローチをして支援していくことだと思いが、地域福祉計画にはまだ書けていないことを、こちらには書くのだと喜んでいる半面、33ページの基幹型の地域包括支援センターの設置と関わりがあると思うが、今6つあるうちの1つを基幹型として指定するのか、7つ目を作るのか、重層的支援体制の整備は福祉部全体で考えていく必要がある中で、介護保険事業計画や高齢者支援計画の方がどう関わっていくのか、こちらを先に書いて、後から地域福祉計画が付いてくる形になると思うので、その辺りをどう調整しているのか、基幹型は3年間でどんなことをやるのか見通しを伺いたい。

大野係長：基幹型の地域包括支援センターの設置については、現在の6つの地域包括支援センターはそのまま残す。具体的には決まっていないが、担当課として考えているイメージは庁内に基幹型の地域包括支援センターを設置しようと考えている。設置するには3職種の専門職が必要になってくるが、主任ケアマネを正職員として確保することが課題となり、会計年度任用職員という形になると考えている。重層的支援体制のつながりに関しては、福祉部内のワーキンググループ等で、基幹型の地域包括支援センターがどういった位置づけになるかも踏まえて検討している。

長尾補佐：重層的支援体制の整備について、福祉部内で検討しているが、昨年度から重層的体制支援事業について福祉部内の係長以上をメンバーとして行っている。その中には社会福祉協議会も内容によっては参加しており、調整や情報共有を図りながら先進市に視察に行ったりしているが、市としてはやらなければいけないという認識の下で、こういった形で進めていくのが効果的なのかというのを、皆で意識を共有しつつ、どういうスケジュールで体制の整備までこぎつけるのかというのを検討している。相談内容によっては高齢者が関係することが多くなると思うので、高齢者福祉計画介護保険事業計画の中でも、重要な課題という形で捉えてこちらに載せている。

本田(麻)委員：こちらが先行型でいいのでやって欲しい。重層的支援体制の整備という言葉が難しすぎて、どのようなことをやるつもりなのか市民の方に分かってもらえるのか。

高野委員長：基幹型地域包括支援センターは設置が義務付けられているわけではない。地域に出て行く地域包括支援センターを統括する役割をするもので、第一線で相談支援を行う所ではない。上手くいけば、地域包括支援センターの業務負担軽減につながる効果があるので、とても重要であると言われているが、個人的には基幹型地域包括支援センターを設置すると、現場の風通しが悪くなって、対立関係に陥るということもあるので、運用をしっかりと考えて作らないと、お金ばかりかかってしまって現場の人や高齢者に何の関係もないということがよく起こるので、少し心配な点もある。重層的支援体制整備事業は、国が言っている範囲は高齢と障害と児童と生活困窮の4分野にまたがり、2021年から始まったが、今の所各市町村の任意事業で、やっている所は少数派である。政策的には、8050問題やヤングケアラー等とても重要で、いずれ必須事業になるのは間違いないので各市町村は準備を進めておかなければいけない。一方で現場の問題でもあるが、役所の制度は明治以降縦割りで、それぞれに責任を持つという体制で構築されてきた役所文化を破壊するような事業であるということと、現場の専門職も分野別に専門性を高めてきた所で、今度は自分の分野外のことをやらなければいけないという時に、どのようにうまくやれるのかという課題が出てくるので、仕組みを作るだけでなく、どうやって実現していくのかというのがとても大変だと思う。名称については、厚労省が作るものはいつも漢字をたくさん並べて、結果的に意味の分からないものになり、説明するのが難しくなる。先程の老人クラブの話ではないが、いずれネーミングの話も含めて議論が出てくると思う。のべ参加者数や通いの場の参加者数について、行政としては効果測定をするのにこういう形で、専門用語で言うとプロセス評価やストラクチャー評価ということだが、何人参加したか、どの施設が何ヵ所出来たか、それだけで評価をせざるを得ないので、市民の方がどれだけ行動変容したか、あるいは病気になった人や要介護認定を受けた人がどれだけ減ったのか等、どんな効果があったのか指標にしなければいけないということになっているが、行動変容をどうやって測るのか、要介護認定の人が減ればいいのかという話もあるので評価が難しく、結局人数で把握するしかないということだと思う。ただのべでいいのか、運動中心でいいのか、スターバックスでコーヒーを飲むために集まるのもつどの場ではないか等、そのようなことも含めて評価だと思うので、評価の取り方については事務局でご一考願いたい。結果的にこの評価になっても仕方がないと思う。

本田(麻)委員：12ページと13ページについて、8期計画では施策目標が3つで、今回4つに分かれていて、施策目標3と4が違うのは分かるが、似ているので分かりづらい。施策目標3は高齢者支援サービスの充実で、施策目標4は支援体制の充実となっているが、施策目標3の中には権利擁護や住まいの確保等、サービスでないことも含めて入っていたりして、施策目標3か4で言えば確かに施策目標3に近いので分け方に不服はないが、ネーミングを考

えないと分かりにくい。

高野委員長：事務局の方で整合性があるか確認して、見栄えの良いものにして、次回ご提示願いたい。

川合委員：30ページ 施策20 成年後見制度の利用の支援と相談体制の充実について、「社会福祉協議会による法人後見等について検討していきます。」という表記があるが、社会福祉協議会としても法人後見の必要性を感じていて、今まさに検討しているという段階ではあるが、この計画に社会福祉協議会の名前と共にこの辺りを明記することに違和感があり、妥当なのか教えていただきたい。

荒井係長：法人後見について社会福祉協議会で前向きに検討していただいていると聞いているが、社会福祉協議会以外はまだ聞いていない。社会福祉協議会とは今後調整を重ねていかなければならないと思っているが、そのような状況から明記させていただいた。

川合委員：一般介護事業や老人福祉センターの運営の指定管理または委託事業として社会福祉協議会が承っている事業が計画に載っているのは、市の事業として受託者である社会福祉協議会の名前が計画に載っているのは違和感がないが、法人後見については、一社会福祉法人が、今まさに考えているという部分で、市の計画に名前が載ってくるというのは、通常このようなものなのか。地域包括支援センターの名称がたくさん出てくるのは、市の事業としての立ち位置ということで、違和感がないが、例えばそこに地域包括支援センターの法人名が出てくると違和感がある。

増田課長：今回は県や県内の社会福祉協議会が法人後見を目指すという旗を振りながら話が進んでいて、朝霞の場合は法人後見をする所がなかった状況で、今回朝霞の社会福祉協議会も検討を始めるという情報があったので、素案に載せたが、事務局で検討したい。

高野委員長：今の委員の指摘はよく分かるが、一方で社会福祉法に明記されている地域福祉に取り組む社会福祉法人は、法律上、社会福祉協議会だけが明記されているし、その意味でこのような所に入ってきてても、私としては違和感がないものの、法人後見は社会福祉協議会の独占事業ではないし、その意味では委員の指摘のとおり、ここに社会福祉協議会が入ってくるのは、細かく言うと違和感がないわけではないので、検討していただきたい。

佐々木委員：30ページ 施策19 認知症の人と共に生きる地域づくりについて、8期では認知症の人に優しい地域づくりであった。これは共生社会の実現を推進するために、今年認知症基本法ですというのができたので、意識してこのような項目に変えたのではないかと、私としては大歓迎の項目である。内容については今後やっていけば良いと思うし、チームオレンジについても令和7年までに作ろうという話はあちこちに出ているのに、一向に進んでいないので、その辺も検討していただきたい。あと、施策17 認知症の早期発見、早期診断、早期対応について、認知症チェッカーシステムの管理委託の管理委託という言葉について、とんでもない管理料を払っていくのではないかとか、誰に委託するのか等市民は敏感である。これはスマートフォンで簡単にチェックできるもので、管理委託するほどのものではなく、認知症チェッカーシステムの利用のような言葉の方が分かりやすいと感じた。

荒井係長：認知症チェッカーシステムの管理委託について、他の事業は推進や促進、開催等の名称となっているので、表記については見直しをしたい。またスマートフォンで気軽にと概要で説明しているが、パソコンからもチェックできる環境となっているので、併せて検討していきたい。

高野委員長：行政よりの言葉で考えると認知症チェッカーシステムの運営のような言葉になってくると思う。私からは24ページ介護療養型医療施設のくだりだが、介護医療院に転換されるかどうかは、元々の介護療養型医療施設の選択で、実際には老健施設に替わっているものも

あるし、高齢者向け住宅に替わっている所もあるので、「廃止となります。」と文章を区切った方が良いと思う。

(3) その他

○事務局、江原主査から 今後のスケジュールについて下記説明を実施。

江原主査：今後のスケジュールについて、第3回は11月21日（火）午後2時から、第4回は12月11日（月）午後2時からの実施を予定している。詳細については改めて開催通知を送付する。

また、12月中旬から1月中旬にかけてパブリックコメントの実施を予定している。パブリックコメントの実施にあたり、市民の皆様には計画の概要等を説明する機会として、市民懇談会を12月10日（日）午前10時から市役所で開催する。スケジュールに関する説明は以上である。

3 閉会